

令和 5 年度外務省ODA評価

エジプト国別評価
(第三者評価)

報告書

令和 6(2024)年 2 月

評価主任: 専修大学経済学部教授 稲田十一

アドバイザー: 国際通貨研究所客員研究員 九門康之

学校法人 早稲田大学

はしがき

本報告書は、学校法人早稲田大学が、令和 5 年度に外務省から実施を委託された「エジプト国別評価」について、その結果をとりまとめたものです。

日本の政府開発援助（ODA）は、1954 年の開始以来、途上国の開発及び時代とともに変化する国際社会の課題を解決することに寄与しており、今日、国内的にも国際的にも、より質の高い、効果的かつ効率的な援助の実施が求められています。外務省は、ODA の管理改善と国民への説明責任の確保という二つの目的から、主に政策レベルを中心とした ODA 評価を毎年実施しており、その透明性と客観性を図るとの観点から、外部に委託した第三者評価を実施しています。

本件評価調査は、日本の対エジプト援助政策全般をレビューし、日本政府による今後の対エジプト援助の政策立案、及び効果的・効率的な実施の参考とするための提言や教訓を得ること、さらに評価結果を広く公表することで国民への説明責任を果たすことを目的として実施しました。

本評価は評価主任（専修大学経済学部 稲田十一教授）、アドバイザー（国際通貨研究所 九門康之客員研究員）、学校法人早稲田大学で構成される評価チームが実施しました。評価主任である稲田教授には評価作業全体を総括・指導していただき、アドバイザーの九門氏にはエジプトについての専門家として、適切な調査・分析、報告作成に当たって必要な助言をいただきました。また、国内調査及び現地調査の際には、外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）、現地 ODA タスクフォース関係者はもとより、現地政府機関や企業関係者からも多大なご協力をいただきました。ここに謝意を表します。

最後に、本報告書に記載した見解は、本件評価チームによるものであり、日本政府の見解や立場を反映したものではないことを付記します。

令和 6 年 2 月
学校法人早稲田大学

エジプト国別評価＜概要＞

評価の実施体制

評価者

評価主任：稲田十一 専修大学経済学部教授

アドバイザー：九門康之 国際通貨研究所客員研究員

コンサルタント：学校法人早稲田大学

評価対象期間：2018年度～2022年度

評価実施期間：2023年6月～2024年2月

現地調査国：エジプト



大エジプト博物館(GEM)入口

評価の背景・対象・目的

エジプトは、国際海運で極めて重要な位置を占めるスエズ運河を有する。アジア、アフリカ、欧州の結節点として地政学的要衝に位置し、中東・アフリカ地域全体の平和と安全のため、政治・経済面で重要な役割を果たしている。よって、海外との貿易、エネルギー確保が重要な日本にとって極めて重要なパートナー国である。

本評価は、2018～2022年度の日本の対エジプト政府開発援助（ODA）政策及びそれに基づく支援を評価し、今後の日本の対エジプト ODA 政策の立案や実施のための提言や教訓を得るとともに、評価結果の公表を通じて、国民への説明責任を果たすことを主な目的とする。

評価結果のまとめ

・開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性（評価結果：高い）

検証項目 1：日本の上位政策との整合性

日本の対エジプト支援政策は国別援助計画（2008）で掲げた重点支援分野（持続的成長と雇用創出の実現、貧困削減と生活水準の向上、地域安定化の促進）、国別開発協力方針（2020）で掲げた重点支援分野（持続的経済成長の促進、社会的包摂の促進、教育・人材育成と地域協力の促進）のいずれも、基本方針である持続的な国家開発の基盤づくりを支援してきたという点で整合している。

検証項目 2：エジプトの開発政策・ニーズとの整合性

日本の対エジプト支援政策は、持続的開発戦略 2030（SDS2030）で掲げられた中長期の目標・重点政策、すなわち、環境、経済、社会の 3 重点分野と整合している。一方、民間セクターや貿易分野ないしガバナンス分野への協力支援は相対的に低い。日本の支援の重点分野は持続的な国家開発の基盤づくりを支援するという大目標であり、エジプト側の経済成長を中心とする開発ニーズに沿っている。

検証項目 3：国際的な優先課題との整合性・他ドナー支援との関連性

SDS2030 は持続可能な開発目標（SDGs）と対応しており、国際開発目標との整合性も認められる。実施機関が計画・経済開発省と協力して SDS2030 の策定やモニタリングを実施することにより政策ニーズの把握と対応がなされている。日本はエジプトで援助国会合ないし類似の会議体において在エジプト日本大使館経済班及び JICA エジプト事務所、JBIC ドバイ事務所から参加しており、経済協力開発機構（OECD）加盟国や一部の中東ドナー機関とも連携を図っている。

検証項目 4：日本の比較優位性

日本の機材の比較優位性は新興国の進出によって競争力を失っている。日本が優位性を

持つ技術を円借款を通じて供与すると本邦技術活用条件(STEP)制度の円滑な実施を確保するため運用方法の改善が必要である。エジプト・日本教育パートナーシップ(EJEP)など日本独自の教育支援はエジプト側で高く評価されており、日本の比較優位性が発揮されているといえる。

(2) 結果の有効性(評価結果:一部課題がある)

検証項目1: 重点分野における日本の支援実績(インプット)

日本の対エジプト支援は、支援金額の観点から大きな貢献をしている。

検証項目2: 開発課題ごとの日本のODA実績(アウトプット)

各開発課題は実現途上にありアウトプットが一部目に見える形で実現しつつある一方で、新型コロナウイルス感染症などの影響で遅延が生じ、効率性・持続性に一部課題が残る。

検証項目3: 重点分野に対する効果(アウトカム、インパクト)

一部効果が発現しているものの、大半の事業が継続中であるため、アウトカム・インパクトについては確認できない。

(3) プロセスの適切性(評価結果:高い)

検証項目1: 日本の対エジプト国別開発協力方針策定プロセスの適切性

日本の対エジプトODA政策は、おおむね適切なプロセスを経て策定された。

検証項目2: 日本の対エジプトODA実施プロセスの適切性

日本の対エジプトODAの実施プロセスは、基本的な実施体制の整備・運営と、ニーズ把握、日本の対エジプト支援重点分野にもとづく個別案件の実施、モニタリング・評価、広報が適切に行われていた。

検証項目3: 日本の対エジプトODAの実施における協調・連携

開発に関わる他アクターとの協調・連携が適切に行われていた。

*(注)レーティング: 極めて高い/高い/一部課題がある/低い

・外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

エジプトの地政学的重要性は国際社会にとって顕著である。アフリカ大陸北東部に位置しつつ、アフリカ、中東、欧州諸国を結ぶ要衝にある。また、幾度の戦争を経て、エジプトはアラブ世界とイスラエルの間で最初に平和条約を結んだ国であり、中東和平にとって重要な役割を担っている。加えて、不安定な国・地域に囲まれている中で、エジプトの安定は地域の安定にとって極めて重要である。

(2) 外交的な波及効果

エジプト政府と日本政府の首脳レベルでの交流強化、日本のエジプトにおけるプレゼンスの強化、友好関係の促進には一定程度の効果をもたらした一方、両国の経済関係強化や民間企業の進出については一部課題が残る。

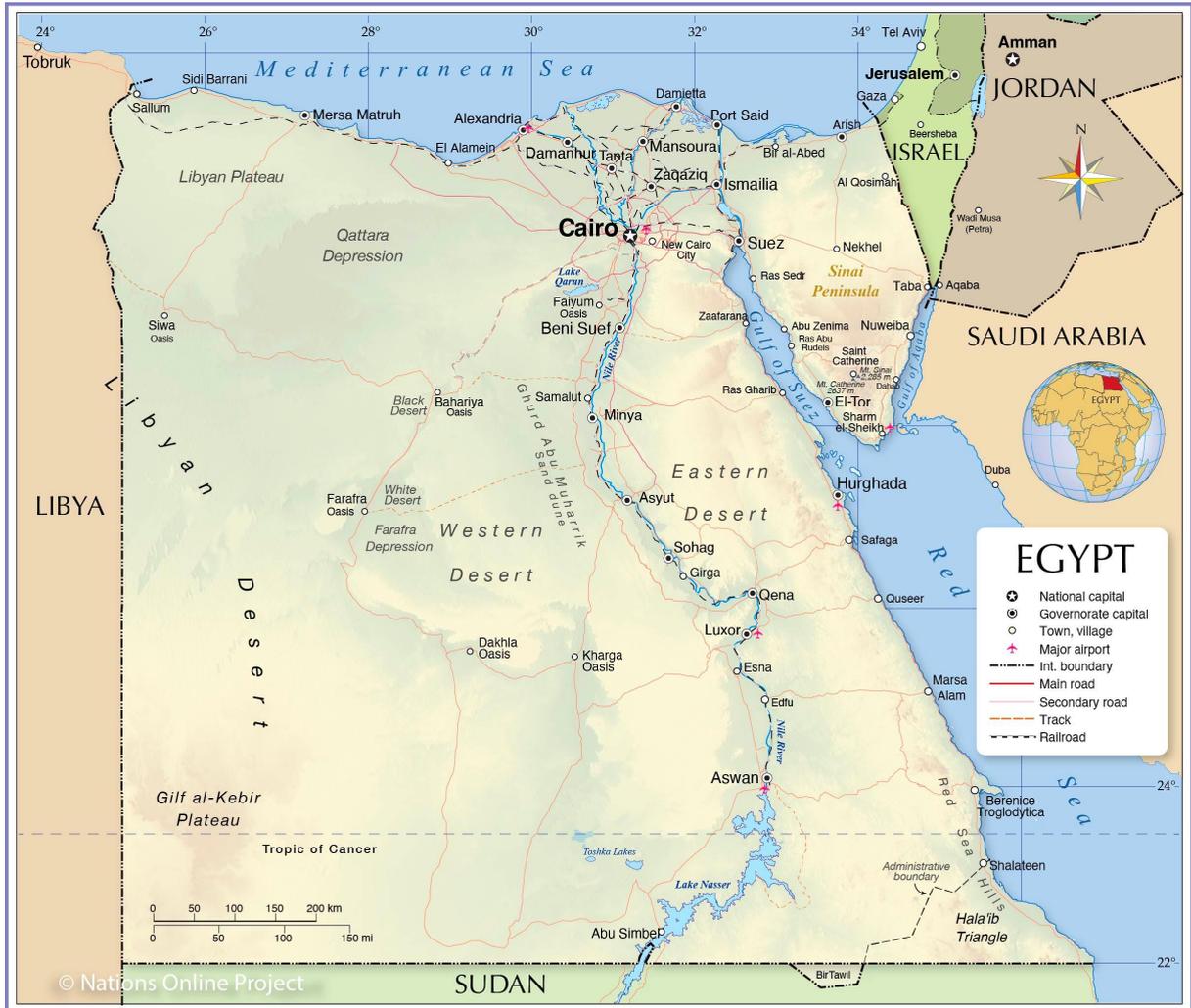
評価結果に基づく提言

- (1) 日本の比較優位分野へ継続的支援を実施すること
- (2) 情報公開のありかたへの工夫の必要性
- (3) 債務持続性に関するリスク管理を引き続き行う必要性
- (4) OOFを含めたオールジャパン支援による日本企業の進出環境を整えること
- (5) STEP制度が日本企業やカウンターパートにとって使いやすいように、運用上の柔軟性を高めるべき

目次

はしがき	i
エジプト国別評価<概要>	ii
地図	v
第1章 評価の実施と方法	1
1. 評価の背景と目的	1
2. 評価の対象・対象期間	1
3. 評価の実施方法	3
(1) 評価の方法	3
(2) 評価の実施期間・手順	4
(3) 評価の制約	4
(4) 評価の実施体制	5
第2章 エジプトの概況と対エジプト ODA 動向	6
1. 政治体制	6
(1) 政治動向	6
(2) 外交	6
2. 経済概況	7
3. エジプトの開発政策	8
4. 対エジプト ODA 動向	9
(1) 二国間の動向	9
(2) 多国間機関の動向	10
5. 日本の対エジプト ODA 動向	11
(1) 日本の対エジプト ODA 政策	11
(2) 日本の対エジプト ODA の実績	11
第3章 評価結果	14
1. 開発の視点からの評価	14
(1) 政策の妥当性	14
(2) 結果の有効性	16
(3) プロセスの適切性	25
2. 外交の視点からの評価	28
(1) 外交的な重要性	28
(2) 外交的な波及効果	30
第4章 提言	34
1. 評価結果に基づく提言	34

地図



出典 : Nations Online Map of Egypt

https://www.nationsonline.org/oneworld/map/egypt_map.htm (2023/11/20 閲覧)

第 1 章 評価の実施と方法

1. 評価の背景と目的

外務省 ODA 評価は、ODA の管理改善と国民への説明責任の確保を目的とし、主に政策レベル、プログラムレベル及びプロジェクトレベルの評価に分類される。エジプト国別評価は、国別評価であるため、政策レベルの評価に該当する。国別評価は、当該国に対する ODA の実施状況を検証し、当該国への日本の ODA 政策、特に今後改訂される国別開発協力方針にフィードバックを提供するとともに、当該国への日本の ODA に対する国民の理解を促進することを主な目的としている。

エジプト・アラブ共和国(以下「エジプト」)は、国際海運で極めて重要な位置を占めるスエズ運河を有する。アジア、アフリカ、欧州の結節点として地政学的要衝に位置し、中東・アフリカ地域全体の平和と安全のため、政治・経済面で重要な役割を果たしている。よって、海外との貿易、エネルギー確保が重要な日本にとって極めて重要なパートナー国である。2023 年 4 月には、岸田総理がエジプトを訪問し、両国関係を戦略的パートナーシップと位置付けた。同国の経済発展と社会の安定のため、同国が抱える開発課題への取組を支援することで、同国の安定に貢献することは、中東・アフリカ地域、とりわけ中東地域の安定化に資する。

令和 5 年度「エジプト国別評価」は、2018 年度から 2022 年度の日本の対エジプト ODA 政策及びそれに基づく支援を評価し、今後改訂される日本の対エジプト国別開発協力方針のための提言を行うことを目的とする。また、評価結果の公表を通じて国民への説明責任を果たすとともに、外務省及び JICA に評価結果をフィードバックする。

2. 評価の対象・対象期間

本評価は、過去 5 年間(2018 年度から 2022 年度)の日本の対エジプト ODA 政策及びそれに基づく支援を評価対象とした。個別案件は、評価対象期間中に開始・継続・終了した案件を分析対象とした。個別案件は多岐にわたるため、代表的な案件を抽出して政策評価の基礎資料として活用した。

評価対象となる政策は、「対エジプト国別援助計画」(2008 年 6 月策定)及び「対エジプト国別開発協力方針」(2020 年 9 月策定)である。2020 年 9 月策定の事業展開計画も参照した。国別援助計画、国別開発協力方針に示された大目標、中目標、小目標及び国別援助方針の具体的な支援策及び事業展開計画の協力プログラムに加え、外交の視点からの評価の項目と関連して、エネルギー安全保障、人間の安全保障、アフリカ開発会議(TICAD)などの政策項目についても留意した(図 1)。

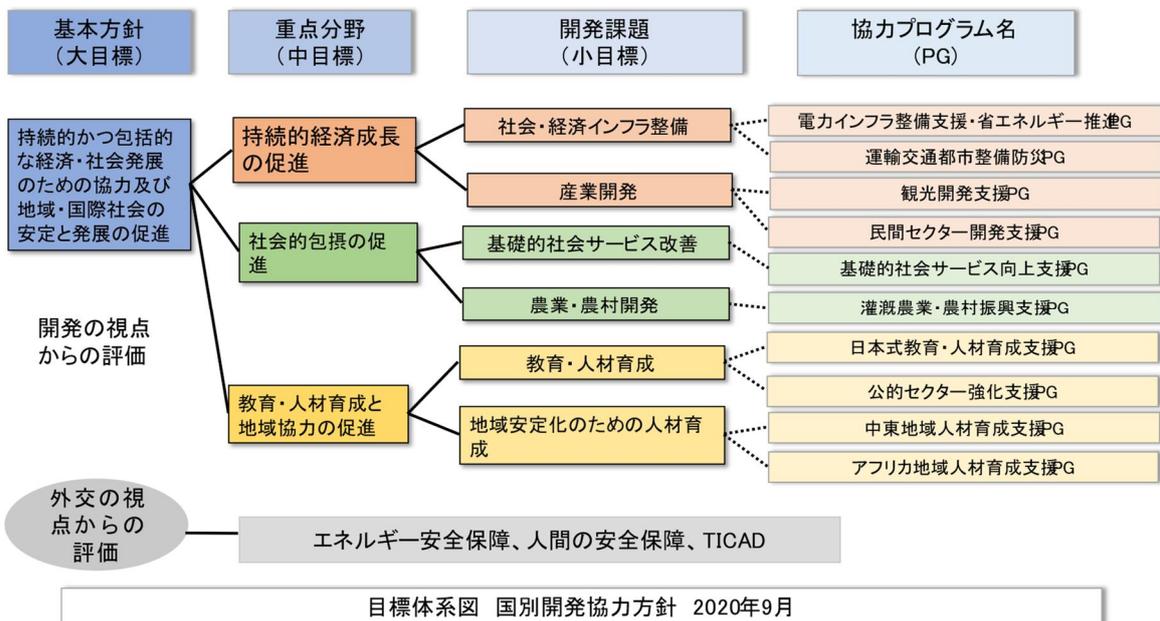
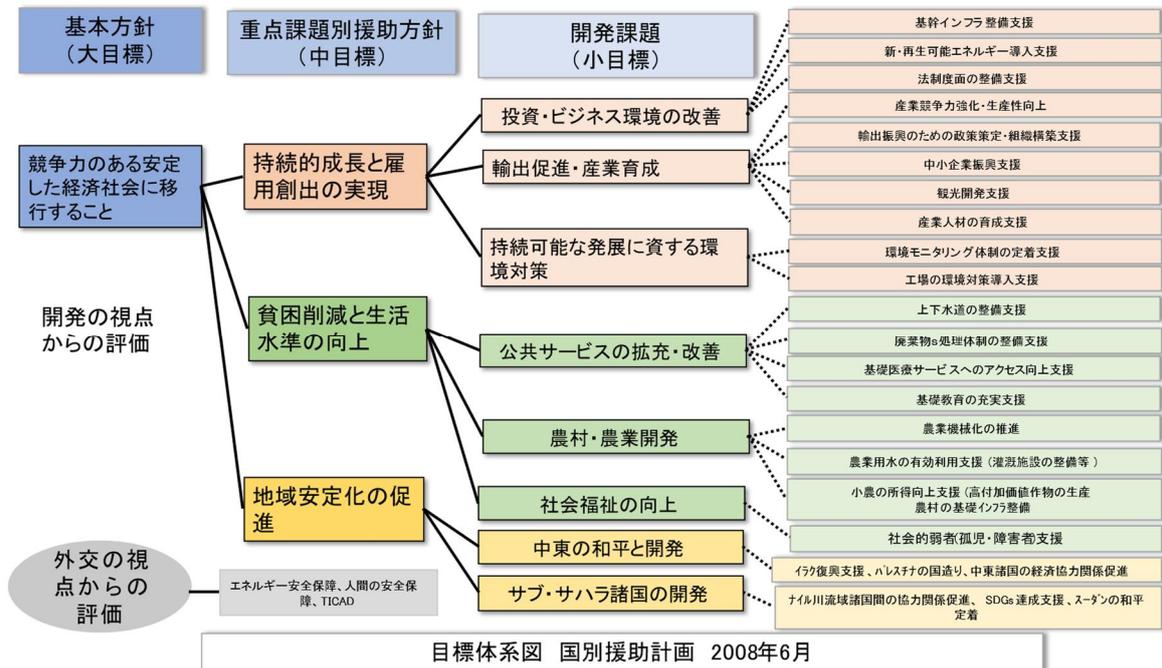


図 1. 国別援助計画・開発協力方針の目標体系図

出典：対エジプト国別援助計画（2008年）、同国別開発協力方針（2020年）・事業展開計画（2020年）より評価チーム作成

開発政策と外交政策はそれぞれが密接に関連していることから、両政策が相互に

関係する複合領域ないしは課題間の相乗効果に留意して評価を実施した。

3. 評価の実施方法

(1) 評価の方法

本評価では、ODA 評価ハンドブック(2023 年 2 月)に準拠し、開発の視点から、①政策の妥当性、②結果の有効性及び③プロセスの適切性の観点からの評価とともに、日本の国益上の観点を踏まえ、外交の観点から、①外交的な重要性及び②外交的な波及効果を観点とした評価を実施した。各評価項目における検証項目は以下のとおり。

表 1 評価の視点・基準と主な検証項目・内容

評価の視点	評価基準	関連する評価基準	検討項目・内容の概要
開発	政策の妥当性	妥当性、整合性	日本の ODA 政策のエジプトの開発ニーズとの整合性、日本の上位計画との整合性・政策一貫性、国際的な優先課題との整合性、他ドナーとの関連性、日本の比較優位
	結果の有効性	整合性、有効性、インパクト、持続性	テーマ・セクターごとに主要な政策介入のインプットからアウトプット、アウトカム・インパクトのロジックに沿った結果(成果)の検証
	プロセスの適切性	効率性	開発協力方針策定プロセス、援助案件・実施プロセス、先方政府ニーズの継続的な把握と案件形成・選択、個別案件の実施状況、多様な主体との効果的連携
外交	外交的な重要性	整合性	中東・アフリカ地域の平和と安定への貢献、三角協力の貢献
	外交的な波及効果	整合性	エネルギー安定供給、二国間関係の更なる強化、海上輸送路の安定化への貢献

出典：評価チーム作成

注：評価の視点、基準、検証項目・指標、情報源・収集先の詳細を整理した評価の枠組みは別冊参照

開発の視点からの評価の三評価基準(①政策の妥当性、②結果の有効性、③プロセスの適切性)は、ODA 評価ハンドブック(2023 年 2 月)に規定された「表 3 開発の視点からの評価：各評価基準におけるレーティング基準」のレーティング基準に従い、「極めて高い」「高い」「一部課題がある」「低い」の 4 段階の評語レーティングを行った。

「外交の視点からの評価」はレーティングを行っていない。

(2) 評価の実施期間・手順

本評価の調査期間は2023年6月から2024年2月までとして、評価主任・アドバイザーの監修のもと、外務省関係課室及び JICA 関係者など 3 回の検討会を開催し、以下の手順で進めた。

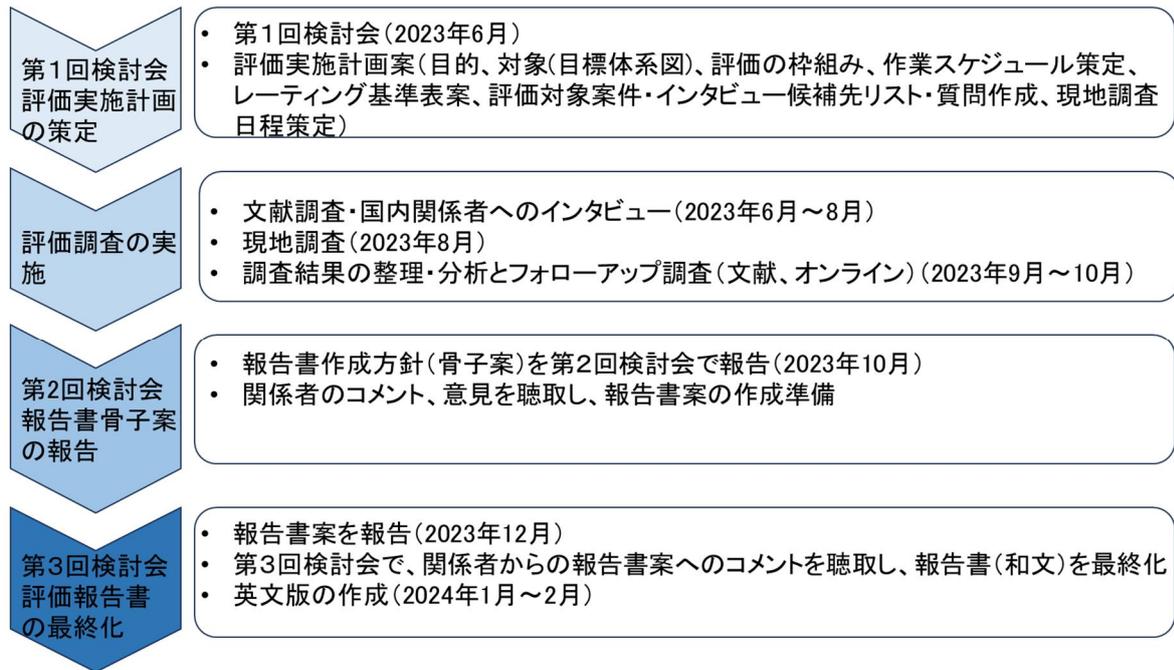


図 2. 評価の手順

出典: 評価チーム作成

第1回検討会(2023年6月)において評価の実施計画を決定し、文献調査(同6月から8月)、現地調査(同8月)、国内調査(同9月~10月)を実施、これらの調査で収集したデータ・情報の整理、分析を行い、第2回検討会(同10月)、第3回検討会(同12月)での議論を経て報告書本文(和文・英文)・別冊資料(和文)を完成させた。

検討会では、外部有識者、外務省及び JICA の関係課室も交え議論を重ねた。国内オンラインインタビューには、上記評価チームに加え、外務省大臣官房 ODA 評価室担当官がオブザーバーとして参加した。

(3) 評価の制約

本評価では、評価対象期間中に開始・継続・終了した個別案件を取り上げることであり、日本の対エジプト ODA 政策のアウトカム・インパクトを分析する方針であったが、実際には評価対象である個別案件の大半が実施中で事後評価も未実施であったため、方針に沿ったアウトカム・インパクトに関する政策評価を実施することができなかった。

た。

(4) 評価の実施体制

本評価は、以下のチームメンバーで構成される評価チームによって実施された。

表 2 評価チーム構成員

担当	氏名	所属・役職
評価主任	稲田 十一	専修大学経済学部・教授
アドバイザー	九門 康之	国際通貨研究所・客員研究員
総括/評価分析 1	大門 毅	早稲田大学国際平和戦略研究所・所長
副総括/評価分析 2	庄司 仁	早稲田大学地域・地域間研究機構・客員 上級研究員

出典：評価チーム作成

注：事前の基礎文献収集は、株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングに再委託した。

第 2 章 エジプトの概況と対エジプト ODA 動向

1. 政治体制

(1) 政治動向

エジプトは、中東・北アフリカ地域で最大の約 1 億 926 万人¹の人口を有し、面積は日本の約 2.7 倍であり、アラブ及びアフリカにおける地域大国である。古代エジプト文明は紀元前 3100 年頃からはじまり、ピラミッドやスフィンクスなどの壮大な建造物が建造され、ファラオが支配した。その後、ペルシャ、ギリシャ、ローマ、さらにビザンツの支配を経て 7 世紀にイスラム化し 16 世紀からオスマントルコ帝国の支配下となった。1922 年に英国から独立し、1952 年にナセルによるクーデターにより王政を廃し、共和制を樹立した。1981 年のサダト大統領の暗殺事件後、ムバラク大統領が就任した。

2010 年 12 月にチュニジアではじまった民主化運動がアラブ諸国に伝播し、エジプトでは 2011 年 2 月にムバラク政権による 30 年間の支配が終焉した。ムバラク大統領の失脚後、軍事評議会 (SCAF) による暫定政権を経て、2012 年にはムハンマド・モルシ大統領が選出された。ところが、2013 年にはモルシ大統領に対する抗議活動が激化し、同年 7 月、軍事クーデターによりモルシ大統領が追放された。その時、軍事クーデターの指導者であったアブドルファッターハ・エルシーシ氏が 2014 年に大統領に就任し、大統領制任期を従来の 4 年から 6 年に延長するなど憲法改正を行い、同大統領が 2024 年 6 月までの 2 期目の任期を務めている。

以上のようにエジプトでは、政権が強大な実権を掌握することにより治安を維持することが優先されている。その結果、リビア国境、スーダン国境やイスラエル国境 (シナイ半島) を除き、治安は概ね良好である。

(2) 外交

外交面では、エジプトは地政学的にアラブでありアフリカでもある地の利を生かした全方位外交を展開している。米国や EU と良好な関係を持ちつつ、ロシア、中国とも友好な関係を維持している。2022 年 2 月に勃発したウクライナ戦争でも中立的な立場をとった。西側諸国と良好な関係を保ちつつ、ロシアからの武器輸入を行い、エネルギー分野での協力関係を維持するという立場である。

エジプトは 1979 年にアラブ諸国で最初にイスラエルと平和条約を結んだ国であり、ガザ地区やシナイ半島におけるテロリズム対策はイスラエル側と共通の懸念事項となっている。2023 年に悪化したイスラエル・パレスチナ情勢についてエジプト政府は「カイロ平和サミット」を 10 月に開催し、パレスチナ自治政府代表を含めた中東諸国、アメリカ、ヨーロッパ諸国、ロシア、中国、日本など 31 か国が参集した。

¹ 外務省「エジプト・アラブ共和国基礎データ」(外務省 HP)

エジプトはパレスチナ自治区ガザ地区と国境を接しており、2023 年の情勢悪化の際にはガザ地区（南部ラファ検問所）から負傷者や外国人がエジプト側に避難した。エジプトはガザ地区を実効支配するハマスとの仲介において政治力を発揮しており、中東和平において引き続き枢要な役割を担うことが期待される。

2. 経済概況

エジプトの主要経済指標は表 3 のとおりである。「アラブの春」による政治状況の混乱により低下した経済成長率は、エルシーシ政権のもとで5%台まで回復したが、新型コロナウイルス感染症の影響により 2020 年は 3.5%、2021 年には 3.3%に落ち込んだ。スエズ運河の通行料、観光収入、海外送金が主な外貨獲得源であるが、エネルギーや食料などの輸入品の国際価格が高騰したことより経常赤字は拡大傾向にある。エジプト政府は 2020 年に国際通貨基金（IMF）からラピッド・ファイナンス・インスツルメント（RFI）並びにスタンドバイ取り決めを、また 2023 年には拡大信用供与措置の供与を受けている。

表 3 主要経済指標

	2018	2019	2020	2021	2022
GDP(百万 US\$)	262,589	318,679	383,818	424,672	476,748
GDP 成長率(%)	5.33	5.55	3.55	3.29	6.59
一人当たり GNI(US\$現在値)	2,760	2,690	3,010	3,520	4,100
経常収支バランス(対 GDP 比%)	-2.93	-3.21	-3.71	-4.38	N.A.
外国直接投資純流入(対 GDP 比)	3.10	2.83	1.52	1.21	N.A.
消費者物価指数(2010 = 100)	264.38	288.57	303.13	318.94	363.25
人口(百万人)	103.74	105.62	107.47	109.26	110.99
失業率(全労働者数比%)	9.9	7.9	7.9	7.4	7.0

出典：世銀 WDI Website²

財政収支は恒常的に赤字であり、その理由の一つが電力、食料セクターへの補助金である。財政赤字は主に国債発行を通じた金融市場からの資金調達によりまかなわれている。

² <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators> (2023 年 9 月 5 日閲覧)

表 4 エジプトの財政収支

単位：GDP 比%

会計年度	2017/18	2018/19	2019/20	2020/21	2021/22	2022/23(予測)
歳入	18.5	17.7	16.7	16.6	16.9	16.9
歳出	28.3	25.8	24.7	23.7	23.1	24.8
内エネルギー補助金	3.4	1.9	0.3	0.3	0.8	1.0
収支	-9.7	-8.1	-7.9	-7.1	-6.2	-7.8

出典：IMF の Staff Report³

3. エジプトの開発政策

2011 年の政変までは、各省庁が要望をまとめた投資計画を「5 か年計画」とし、開発政策の基本としていた。しかし、政変後には、より民意を反映した戦略的で透明性のある開発計画を策定・実施することが課題とされた。こうした中、JICA の技術協力（「開発計画・政策実施能力強化における知見共有プロジェクト」）を受けて、開発計画・政策実施能力の強化が図られた。

2016 年 2 月、2030 年に向けたエジプトの開発政策である、「持続的開発戦略・エジプトビジョン 2030」(Sustainable Development Strategy: Egypt Vision 2030、以下 SDS2030) が策定された。SDS2030 は計画・経済開発省を調整官庁として各省庁と連携しつつ、策定・実施・モニタリングされており⁴、持続的開発目標 (SDGs) を念頭に置いた長期計画である。環境、経済、社会を 3 重点分野としつつ、「2030 年までに経済規模、市場競争力、人間開発、生活の質、および反汚職の分野で上位 30 か国以内の国を目指す」ビジョンを示している。SDGs と同様、それぞれの開発目標に対して複数の主要成果指標 (KPI) が定められており、数値目標による達成度の管理が可能となっている。

KPI のうち、主要なものを取り上げると以下のとおりである。

表 5 SDS2030 主要 KPI

	2015 年現在	2020 年目標	2030 年目標
--	----------	----------	----------

³ "Request for a 12-Month Stand-by Arrangement" August 2020, "2021 Article IV Consultation, Second Review under the Stand-by Arrangement" July 2021, "Request for Extended Arrangement under the Extended Fund Facility" January 2023、各 Staff Report Table 1 より引用。

⁴ 法的根拠及び予算との連動・関連性は Prime Minister's Decree no. 193 (2020) により担保されている。

<https://mped.gov.eg/MinistryVision?lang=en#Ministry%20Vision>

実質 GDP 成長率(%)	4.2	10	12
一人当たり GDP(米ドル)	3,436.3	4,000	10,000
貧困率(%)	26.3	23	15
GDP 比公的債務(%)	92.7	85.7	75
インフレ率(%)	11.8	8	3-5
失業率(%)	12.8	10	5

出典: SDS2030(2016年2月策定)

SDS2030の達成のため、エジプト国内で執行部(大統領)と立法府(下院)が協力し、KPIの総合データベースを構築し、関係省庁や地方からデータを収集し、評価を報告する仕組みを構築している。その際、計画・経済開発省が中心的な役割を担う建付けとなっている。

さらに年度ごとにSDS2030に向けた取り組み状況や達成状況について世銀やIMF、OECDのデータも取り入れながら、ホームページ上で開示・更新している。また、5年ごとの達成度を示した中期計画も策定・開示しており、こうした計画がエジプト政府の指針となっているほか、各ドナーによる支援計画の参考になっている。

2020年には新型コロナの影響もあり、経済計画は一時的にオフ・トラックとなったが、2021年にはほぼ回復したためエジプト側としては2030年目標について原則として堅持するとの立場をとっている。

エジプト政府としては、こうした計画・達成状況が各年度の予算に連動した、成果重視予算(performance based budgeting)の導入を進めており、国家予算の60%ほど導入が進んでいる⁵としている。今後もSDS2030と予算化の連動を推進したい考えである。

4. 対エジプト ODA 動向

(1) 二国間の動向

二国間支援では、OECD加盟国の中で、日本、フランス、ドイツが主要なドナーとなっている。2019年には、KfW(ドイツ)による225百万ユーロの財政支援援助が供与されたこと、フランス開発庁とエジプト国際協力省との間で協力協定が締結されたことにより、フランスおよびドイツの支援が拡大したとみられる(表6)。

⁵ 計画・経済開発省 Hala El-Said 副大臣(2023年10月)による発言。
<https://mped.gov.eg/singlenews?id=5133&lang=en>

表 6 二国間援助の動向(ODAコミットメント)⁶

単位:百万米ドル

	2018	2019	2020	2021
日本	188.02	30.16	33.43	303.67
フランス	31.61	90.40	367.47	333.62
ドイツ	179.99	501.37	206.28	175.66
韓国	1.82	6.62	4.96	323.57
イギリス	29.45	31.41	20.02	13.60
スイス	19.88	16.97	15.53	27.72
米国	228.75	173.52	221.12	177.61
DACメンバー国総計	722.67	900.33	922.20	1,467.19

出典:OECD 共通報告基準(CRS:Common Reporting Standard)統計

(2) 多国間機関の動向

2019年以降の多国間機関によるエジプトへのODA支援額のうち、欧州機関(EU)⁷が約75%を占めている。その要因として、①欧州投資銀行による融資案件が増加していること、②EU機関による融資条件の緩和によりエジプト政府の借入に対するハードルが下がったことが背景にあると考えられる。

そのほかの多国籍機関で支援額が多いのは、アラブ経済社会開発基金、OPEC基金である(表7)。

表 7 多国間機関の動向(ODAコミットメント)

(単位:百万米ドル)				
	2018	2019	2020	2021
EU機関	344.21	740.96	1,125.23	1,841.30
国連機関	12.63	23.19	18.80	24.97
アラブ経済社会開発基金	366.35	1.10	248.20	0.02
OPEC基金	14.00	145.06	95.00	20.00
イスラム開発銀行	0.29	0.00	0.13	0.01
地球環境ファシリティー	7.55	2.35	0.00	14.42
緑の気候基金	0.00	0.00	0.00	59.80
多国籍機関総計	745.03	914.25	1,492.18	1,963.48
世界銀行*	1,915.82	1,748.02	1,170.08	557.87

出典:OECD CRS 統計

⁶ コミットメントは当該年に予算的裏付けを伴って供与が約束された金額を示す。

⁷ 欧州機関には欧州委員会のほか、欧州投資銀行も含まれる。

注：世界銀行のみ非 ODA 資金

5. 日本の対エジプト ODA 動向

(1) 日本の対エジプト ODA 政策

日本の対エジプト経済協力はサダト政権下(1970年～1981年)に对外政策を開放政策に転じたことを契機に本格化した。ムバラク政権(1981年～2011年)においても経済自由化政策が維持され、日本の経済協力は維持・継続された。アラブの春の勃発と、その後の混乱期を経て権力基盤を強固にしたエルシーシ政権下において、エジプトの長期計画である SDS2030 が策定され、日本として ODA と OOF(そのほか公的資金)を含めたオールジャパンでの支援を実施することになった。

2016年2月に発表した日・エジプト共同声明において、安倍総理(当時)とエルシーシ大統領は協力重点分野について合意し、二国間協力の転換点となった。以下、同声明で確認された主な重点分野の骨子を示す。

ア 教育、人的・文化交流における協力－エジプト・日本教育パートナーシップ(EJEP)の策定、初等教育における「日本式教育」(特別活動、道徳、規律・協調性重視教育)の導入、エジプト日本科学技術大学(E-JUST)(2009年に設立)への支援強化、人材交流

イ 質の高いインフラの整備

(電力・エネルギー)－日本政府として、JICAによる ODA、国際協力銀行(JBIC)による融資、日本貿易保険(NEXI)における貿易保険の活用

(保健)－ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)、感染症対策、母子保健、人材育成、民間企業の協力

(大エジプト博物館(GEM))－建設、文化財の保存修復、運営・展示、日本企業の先端技術の活用

(運輸・交通)－ボルグ・エル・アラブ国際空港、カイロ地下鉄四号線に対する協力

ウ 地域と国社会の安定に向けた協力－テロ対策、シナイ半島の安定⁸に関する協力

なお、対エジプト国別開発協力方針(2020年9月)は、上記の共同声明を踏まえたものとなっており、持続的経済成長、社会的包摂、教育・人材育成と地域協力を三本の柱としたものとなっている。

(2) 日本の対エジプト ODA の実績

日本の対エジプト援助支援実績は以下のとおりである(表 8)。

⁸ 日エジプト共同声明(2016年2月)全文については以下を参照
https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/eg/page4_001828.html

表 8 日本の対エジプト援助形態別実績

支出純額ベース、単位：百万米ドル

暦年	政府貸付など	無償資金協力	技術協力	合計
2017	-83.10	7.62	32.24	-43.34
2018	82.16	3.76	18.33	104.25
2019	122.37	13.99	24.77	161.13
2020	57.39	18.93	15.74	92.06
2021	139.09	25.83	13.04	177.96
累計	1,449.32	1,461.81	873.53	3,784.66

出典：外務省 ODA データ集(2022)

セクター別の支出額では、2016 年まではエネルギー、インフラセクターが大きな割合を占めていたが、2016 年以降、支出額は頭打ちとなった。一方、教育・社会セクターへの支出割合は 2016 年以降 2018 年までは大きくなり、2021 年以降には再びエネルギー、インフラ部門への支出割合が高まっている(図 1)。

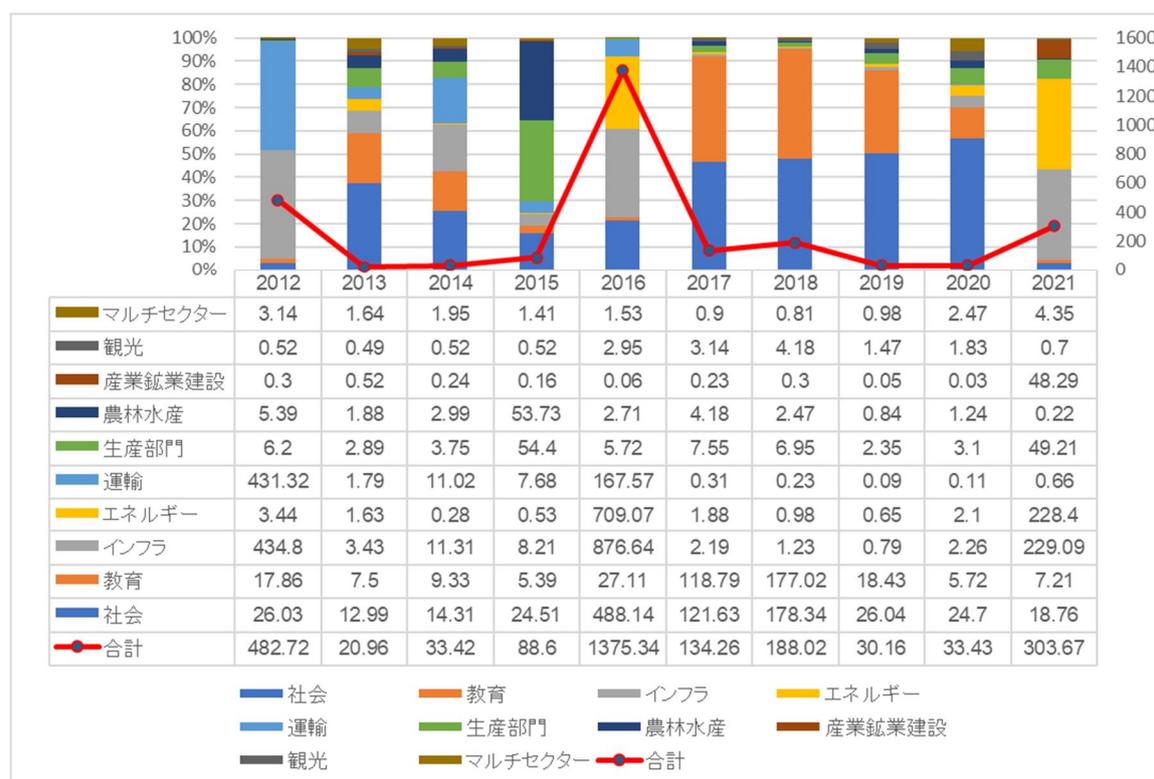


図 1 セクター別日本の対エジプト ODA 支出実績(単位：百万米ドル)

出典：OECD Statistics データベース

表 8 には反映されていないものの、日本 NGO 連携無償資金協力、草の根・人間の

安全保障無償資金協力についてもエジプト側関係者から広く認知され、高く評価されているものもみられた。

写真 1 本調査における視察先



GEM エントランス



E-JUST 入口



女性エンパワーメント・就労支援計画



配電システム高度化事業

第3章 評価結果

1. 開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

本項目では、日本の対エジプト開発協力の「政策の妥当性」を評価することを目的として、あらかじめ設定した検証項目として、(1)日本の上位政策との整合性、(2)エジプトの開発政策・開発ニーズとの整合性、(3)国際的な優先課題との整合性・他ドナー支援との関連性、(4)日本の比較優位性について検証する。

ア 検証項目 1: 日本の上位政策との整合性(結果:高い)

日本のODAを中心とする対エジプト開発協力は、国別援助計画(2008)で掲げた重点支援分野(持続的成長と雇用創出の実現、貧困削減と生活水準の向上、地域安定化の促進)、国別開発協力方針(2020)で掲げた重点支援分野(持続的経済成長の促進、社会的包摂の促進、教育・人材育成と地域協力の促進)に沿っている。両計画・方針はいずれも日本の対エジプト開発協力の基本方針(大目標)である持続的な国家開発の基盤づくりを支援してきた。

さらに、両計画・方針は閣議決定⁹された開発協力政策である「開発協力大綱」(2015)の基本方針(とりわけ非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、人間の安全保障の推進)、重点政策(とりわけ質の高い成長と貧困撲滅、普遍的価値の共有・平和で安全な社会の実現)に沿っている。

なお、2023年6月には同大綱が改定された。これまでの基本理念や重点政策を踏襲しつつも、感染症の勃発や地政学的なパワー・バランスの変化を踏まえ、開発協力を経済協力にとどまらず、人道支援、平和構築を含む概念にとらえ、その上でODAとOOFや民間資金を含めた相乗効果を高めるべきとしている。開発協力大綱の改定に至った国際情勢に対する認識・対応は、日本政府のエジプト支援の根本をなす基本政策とも合致する。

以上により、日本の対エジプト開発協力は、国別開発協力方針、開発協力大綱に合致しているといえる。

イ 検証項目 2: エジプトの開発政策・ニーズとの整合性(結果:高い)

(ア) エジプトの開発政策との整合性

⁹ 閣議決定とは内閣の統一見解であり、行政機関の内部的な意思決定としての一定の効力を有する。ただし、国会審議を経た法律と異なり、国民や各省庁に対する権利・義務を制約する拘束力はない。もっとも、閣議決定が行政の裁量を逸脱している場合には無効・取り消しを求める行政訴訟を提起することは可能である。

日本の対エジプト支援政策は、SDS2030 で掲げられた中長期の目標・重点政策、すなわち、環境、経済、社会の 3 重点分野と整合している。日本の対エジプト国別開発協力方針がエジプト側と密接に協力して策定され、また両国間で定期的に政策協議が行われていることから、整合性が達成された面が大きい。

(イ)エジプトの開発ニーズとの整合性

日本のエジプトに対する支援の重点分野は持続的な国家開発の基盤づくりを支援するという大目標であり、エジプト側の経済成長を中心とする開発ニーズに沿っている。2020 年～2022 年にまん延した新型コロナによる経済的ダメージは、日本が重点支援分野としてきた社会的包摂の促進、教育・人材育成と地域協力の促進のニーズの重要性との整合性をいっそう際立たせた。

一方で、政府部門のみならず民間部門においてもガバナンスの欠如が効率的な政府運営や商取引を妨げる原因となっている。国際的な格付け機関(ムーディーズ)は 2023 年 10 月、エジプト国債のレーティングをそれまでの B3 から Caa1 に格下げをした。その背景にはスエズ運河の通行料と観光業は回復したものの、出稼ぎ労働者の送金の減少による外貨不足が最大要因であり、インフレ率の高止まり、さらにはガバナンス不足があるという¹⁰。

日本の支援は事業レベルで重点項目と整合しており、大目標である国家開発の基盤づくりに全体として貢献している。一方で、プロジェクトという個々の政策介入が全体として功を奏し開発目標に到達するためには、テクノクラート人材育成、ガバナンス、組織への信頼、透明性・アカウンタビリティなど法の支配の分野への制度支援も同時に行っていくことが必要である。

ウ 検証項目 3: 国際的な優先課題との整合性・他ドナー支援との関連性(結果: 高い)

(ア)国際的な優先課題(SDGs)との整合性

SDS2030 は SDGs と対応しており、国際開発目標との整合性も認められる。この点、単に文言上類似しているという点にとどまらず、エジプト側の実施機関が計画・経済開発省と協力して SDS2030 の策定やモニタリングを実施していることで政策ニーズの把握と対応がセットでなされるという制度設計になっている。

課題は、制度設計上は整合的に行われているはずの事柄が実際の運用面において効果的に行われているのか確認するため、複眼的な視点でモニタリングを行う必要があるということである。

¹⁰ “Moody’s downgrades Egypt’s ratings to Caa1,” Moody’s Investors Service. October 5, 2023.

(イ) 他ドナー支援との関連性

エジプトで援助国会合ないし類似の会議体において、日本からは在エジプト日本大使館経済協力班及び JICA エジプト事務所、JBIC ドバイ事務所が参加しており、OECD 加盟国や一部の中東ドナー機関とも連携を図っている。一方で、新興ドナーとの情報共有や政策対話などは限定的である。

エ 検証項目 4: 日本の比較優位性(結果:一部課題がみられる)

エジプトにおける日本企業の比較優位性がある分野はなにか、またその分野が当初の供与時から常に存在する保証があるのか、疑問が持たれている。AIや太陽光分野における新興国の技術革新は軽視できない。円借款において日本の優位性のある技術を用いることを想定したSTEP(本邦技術活用条件)制度は日本企業の比較優位性を発揮するためのツールとなりうるのか検証が必要である。

円借款事業の「ハルガダ太陽光発電計画」では、事業実施決定後、エジプト政府との事業費案に関する協議に数年の時間を要した。その間に、当初課題であった停電問題は大型火力発電所の建設により解消されたことから、蓄電池システムを当初計画とは別地域で活用する議論が持ち上がった(最終的には元案で実施)。さらには新型コロナウイルスの影響もあったことから、結果として借款契約締結から入札手続きに7年を要した。その間に、蓄電池式太陽光発電に関する技術革新が進み、当初二国間で調達に合意された性能と同等の製品を、日本以外の国からより安価に調達可能となった。このため、本事業で義務付けられているSTEP条件(調達費用総額の30%を日本企業から調達すること)では経済的合理性が失われる状況になった。

この事例は、調達条件を事前に固定化した場合に、往々にして起こりうるリスクがあり、日本の比較優位性に対する信頼への問題が提起されかねないことを示唆している。

一方で、EJEPの取組は日本の独自性が発揮され、エジプト側でも高い評価を受けている。教育分野において日本の比較優位性が発揮されているといえる。

<政策の妥当性のまとめ>

政策の妥当性は「高い」と判断される。日本の上位政策との整合性、エジプトの開発政策・ニーズとの整合性、国際的な優先課題との整合性・他ドナー支援との関連性がいずれも顕著であるものの、日本の比較優位性の発揮に関連する政策に関しては一部課題がみられる。

(2) 結果の有効性

ア 検証項目 1: 援助計画・開発協力方針の政策項目毎の供与実績(インプット)(結果:極めて高い)

開発課題を克服するための援助政策は、個別の開発課題に対応する個々の案件の実施を通じて具現化されるとの理解に立ち、具体的な案件の成果が政策の掲げる施策の達成度を表すと考え、評価対象案件をあらかじめ設定して評価を実施した。表9は、国別援助計画の開発課題と、開発協力方針の開発課題、協力プログラムが対象とする政策分野でそれぞれ案件が実施されていることを示している。

表9 援助計画・開発協力方針に基づき供与された評価対象案件

国別援助計画 評価対象案件候補								
	2008援助方針		2020開発援助方針		E/N約束	案件名	実施期間	エジプト側実施機関
	重点セクター目標	援助の内容	重点分野	プログラム名				
1	投資ビジネス環境の改善	基礎インフラ整備支援	開発課題1-1 社会経済インフラ整備	電力インフラ整備実施・省エネルギー推進プログラム	2016.2	配電システム高度化事業	2016.3～継続中	電力持ち株会社、アレキサンドリア配電公社、北カイロ配電公社、北デルタ配電公社
2					2016.10	電力セクター復旧改善事業	2016.10～2024.5	電力持ち株会社、配電公社
3					2016.2	ハルガダ太陽光発電事業	2016.2～継続中	新・再生可能エネルギー庁
4					2016/2	ホルグ・エル・アラブ国際空港拡張事業	2016.3～継続中	空港会社
5					2012.3, 2022.12	カイロ地下鉄4号線第一期整備事業(DI)	2012.4～継続中	運輸省トンネル公社
6					2022.1	スエズ運河通航に関するマーケティング戦略策定能力向上プロジェクト	2022.1～2024.1	スエズ運河庁
7					2020.4	電力セクター改革のための開発政策借款	2020年4月政策目標達成	電力・再生エネルギー省
8	輸出促進・産業育成	観光開発支援	開発課題1-2 産業開発	観光開発支援プログラム	2016.1	大エジプト博物館建設事業(第二期)	2006.4～継続中	考古省
9					2016.11	大エジプト博物館合同保存修復プロジェクト	2016.11～継続中	大エジプト博物館、考古省、ギザ収蔵庫、ルクソール博物館
10					2016.2	大エジプト博物館運営・展示プロジェクト	2016.2～継続中	考古省
11					2014.2, 2019.2	エジプト日本科学技術大学プロジェクトフェーズ2, 3	2019.2.1～2025.1.31	高等教育省
12					2016.7	日本科学技術大学教育・研究資料調達計画		エジプト日本科学技術大学
13					2017.12	第二次日本科学技術大学教育・研究機材調達計画		エジプト日本科学技術大学
14					2017	技術教育改善プロジェクト	2017～2020	教育・技術教育省
15	公共サービスの拡充・改善	基礎教育の拡充支援	開発課題3-1 教育・人材育成	日本式教育・人材育成支援プログラム	2019.3	カイロ県オールド・カイロ地区伝統工芸再興及び技術訓練センター整備計画	2019.3～2022.12	ナイルパレス慈善基金
16					2017.5	人材育成事業	2016.12～2024.12	高等教育・科学研究省
17					2017.6	就学前の教育と保健の質向上プロジェクト(フェーズ1)	2017.6～2020.6	社会連帯相
18					2017.2	学びの質向上のための環境整備プロジェクト	2017.12～2021.2	教育・技術教育省
19					2018.2	エジプト日本学校支援プログラム	2017.7～2021.7	教育・技術教育省
20					2021.10	特別活動を中心とした日本式教育モデル発展・普及プロジェクト	2021.10～2027.10	教育・技術協力省
21					公共サービスの拡充・改善	基礎医療サービスへのアクセス向上支援	開発課題2-1 基礎的社会的サービス向上支援プログラム	基礎的社会的サービス向上支援プログラム
22	2019.6, 2021.8(経費取)	カイロ大学小児病院外来診察施設建設計画		カイロ大学医学部、カイロ大学小児病院				
23	2020.10	経済社会開発計画						
24	2021.8	新型コロナウイルスワクチン接種拡大計画(UNICEF連携)		保健人口省、UNICEF				
25	2021.2	UHCのための開発政策借款	2022.2～2024.7	財務省				
26	2018.3	カイロ県オールド・カイロ地区低所得者層女性のエンパワーメント及び就労支援計画	2020.2～2022.12	コズール基金				
27	2019.3	カイロ県サイダ・ゼイナブ地区教育環境改修計画	2019.3～2020.10	タンウィール開発・人権センター				
28	2019.3	カイロ県ハダイヤック・エル・コッパ地区障害児支援環境向上計画	2019.3～2022.7	ミスル・エル・ヘイル基金				
	注:	有償資金協力 無償資金協力 技術協力						

出典: 外務省との事前協議を基に、評価チーム作成

開発課題に対して複数の切り口からアプローチする支援の方法がとられ、課題に対

処する案件の継続性も確認される。

例えば、電力セクターでは、発電所及び配電所の整備、政策提案といった複数の側面から課題にアプローチする手法が取られている。観光セクターでは、GEM の建設のみならず、展示物の保存や博物館の運営など、包括的に新たな博物館の運営を支援している。教育セクターでは、就学前から大学院に至る各段階で支援が行われている。

以上より、援助計画、開発協力方針ともに、掲げる開発課題の解決に即した案件が選択され、案件相互の相関性から案件実施を通じた効果発現が意図されていると理解できる。また過去の援助実績を基に、支援の幅を拡大していくという方針が反映されていることが確認される。

イ 検証項目 2: 開発課題ごとの日本の ODA 実績(アウトプット)(結果:一部課題がある)

評価対象期間に実施中の案件は新型コロナの感染拡大の影響を受けている。感染防止対策を取りながら遠隔操作による支援が継続されてきた。短期専門家の派遣など、事業の実施形態により感染拡大の影響をほとんど受けなかった案件も存在した。

新型コロナ感染拡大以外の事業実施の遅れの例としては、交換公文(E/N)、借款契約(L/A)発効の国会承認、調達手続き、セキュリティクリアランスなど、エジプト側国内手続きの遅延が生じており、課題となっている(表 10)。

表 10 エジプト側手続きによる事業遅延の例

案件名	遅延の原因
新ダイルート堰群建設事業(有償資金協力)	コンサルタント入札書類の修正、再積算費用の当初見積もり超過による資金確保手段の検討。
ハルガダ太陽光発電事業(有償資金協力)	事業費案に関する協議。同協議期間を含め事業計画時から時間が経過したことによる、停電の解消及び従来の蓄電池システム採用への疑義が生じたことによる事業実施の妥当性の検討。
カイロ地下鉄四号線第一期整備事業(有償資金協力)	土木工事入札の結果応札価格が高かったことによる再入札の実施。2022年12月に締結された交換公文(E/N)および借款契約(L/A)の発効手続きの滞り。これによるコン

	トラクターへの支払いの滞り ¹¹ 。
大エジプト博物館建設事業(有償資金協力)	借款契約(L/A)の発効手続きの滞り。
ポンプ維持管理アドバイザー(技術協力)	専門家派遣契約に伴うセキュリティークリアランスの手続きの滞り。
新型コロナワクチン接種拡大計画(無償資金協力)	物品のエジプト国内への輸入に伴うセキュリティークリアランスの手続きの滞り。
使い捨てプラスチックのバリューチェーンにおける循環型経済の実践促進支援計画(無償資金協力)	物品のエジプト国内への輸入に伴うセキュリティークリアランスの手続きの滞り。
草の根無償・人間の安全保障無償資金協力案件	社会連帯省による事業承認手続きの滞り。

出典：現地調査ヒアリング(2023年8月時点)の情報を基に評価チーム作成

そのほか、事業の外部要因としては、ドル高に伴う輸入品の価格上昇による工事費用の増大や外貨準備減少による資材輸入の遅延が挙げられる。

ウ 検証項目 3:重点分野に対する効果(アウトカム、インパクト)(結果:一部課題がある)

(i) 社会経済インフラ事業

社会経済インフラ事業は、開発協力方針で投資ビジネス環境の改善、包摂的・持続的な成長実現のために整備が必要であると認識され、電力セクター、運輸セクターで有償資金協力、技術協力による支援が実施されている。

a) 電力・エネルギーセクター

電力インフラ整備とセクター全体の構造的な問題の改革を支援する協力が実施された。

電力セクターではエジプト国家エネルギー効率化計画に基づく発電所、配電設備のエネルギーの効率化や再生可能エネルギー導入のための設備修復や新設に対する支援が、有償資金協力を中心に行われている。またこれに連携する形で技術協力が実施されている。例えば、技術協力プロジェクト「エネルギー利用効率改善能力開発プロジェクト」で実施した「エネルギー診断実地研修」には、有償資金協力の「配電システム高度化事業」で配電設備の改修を行う配電会社の職員が参加しており、各種援助スキーム間の連携が図られている。

¹¹ なお、JICAによれば、コントラクターへの支払い遅延は、2023年10月以降順次解消されている。

さらに、有償資金協力「電力セクター改革のための政策開発借款」では、改革の柱であるエネルギー補助金の削減や、小規模太陽光発電の導入やエネルギー効率化のための政策・制度面の支援を実施している。

支援の成果(アウトカム)について、有償資金協力「電力エネルギー復旧計画」で発電所の改修が終了し、発電所の出力、エネルギー効率が向上した。有償資金協力「電力セクター復旧計画」で行った発電所改修事業は、製造業者との間で 16 年間の維持管理契約が締結されており、維持管理には特段の問題はなかった。また、省エネ政策に関して電力再生可能エネルギー省(MOERE)、石油鉱物資源省(MOP)の政策実施能力が強化され、国家エネルギー収支統計書の発刊などを通じ、完成事業については成果の可視化が進んでいる。

他方、「電力エネルギー復旧計画」で改修された発電プラントは、エジプト国内全発電容量の 5%に過ぎない。政策目的達成のためには、残りの 95%の発電プラントの効率化も必要である。同様に、「配電システム高度化計画」は、各配電会社が保有する配電制御所のそれぞれ 1 か所と、最大でも顧客の 1 割を対象としているにすぎず、各配電会社において本格導入のためのパイロット事業的な位置づけと考えられる。各配電会社の全社的な効果発現のためには、残りの施設、顧客に向けた設備の導入が必要で、各配電会社の導入努力と資金確保が課題として残る。

b) 運輸セクター

運輸では、陸運・空港などのインフラ不足や質の低さが課題となっており、エジプトの国際競争力の向上のために、これらの課題への取組が必要とされている。支援の成果(アウトカム)について、いずれの案件も実施中であるため、現時点で評価はできない。しかしながら完成後は以下それぞれに述べる理由により、各案件とも開発課題である社会・経済インフラの整備に資すると期待される。

「カイロ地下鉄四号線第一期整備計画」は、日本が支援した当初のカイロ首都圏交通調査(CREATS)の計画に沿って建設が行われている。GEM とカイロ市内中心部を結び、ピラミッドを訪問する多くの観光客が利用すると推定される重要な路線である。主要な駅において、他の運輸モードへの乗り換えや駅前開発も計画されているほか、地下鉄全線で共通に使える自動料金授受システムを導入する計画となっている。建設工事は二つの土木工事区間のうちの大部分を占める 12 駅間の建設工事入札の再入札の実施などにより、着工が遅延した。これに伴い、残り 4 駅間及び土木工事後に行われる資機材、車両調達も後ろ倒しとなり、全体として工期が大幅に遅れている¹²。完成後はカイロの交通事情改善に大きな成果をもたすと期待される。

なお、カイロ地下鉄四号線の実施機関であるトンネル公団(NAT)は、地下鉄三号線延伸、ライト・レイル・トランジット(LRT)第 3、第 4 フェーズ、地下鉄 1 号線、2 号線

¹² 2012 年の事前評価票によれば、運転開始は 2020 年 9 月となっているが、評価時時点での完成予定は 2028 年とされており、約 8 年の遅れが生じる。

のリハビリ及び高速鉄道建設からなる 15 のプロジェクトを実施中、5 つのプロジェクトを計画中であり、本事業はカイロ首都圏の通勤鉄道ネットワークを形成する数ある案件の一つとなっている。

ボルグ・エル・アラブ国際空港は、格安航空会社(LCC)の誘致により、エジプトから湾岸諸国などへの出稼ぎ労働者の玄関口として活用することが意図されている。新型コロナにより出稼ぎ労働者の数は減少したが、完成後には出稼ぎ労働者の増加に伴う本国送金増加による外貨準備高の改善が期待される。また、混雑するカイロ国際空港を避け、LCC を利用した観光客の増加も期待されることから、観光業を通じた経済成長に資することが期待される。工事は、新型コロナ感染拡大、土質の解釈を巡る施主とコントラクター間の見解の相違から工事が遅延し、2023 年 8 月の現地調査時には、同年 10 月には施設が完成、2024 年 3 月には供用開始の予定であった。

スエズ運河に関する技術協力は日本の長期的支援の継続として位置づけられる。現行の「スエズ運河通航に関するマーケティング戦略策定能力向上プロジェクト」では、船舶航行の需要予測手法や通行料のプライシング、新興市場発貨物の運河使用需要の推計や取り込み方法など、スエズ運河の航路としての競争力強化のための技術協力が行われている。結果、船舶通行量が増加する成果を上げ、安定的な外貨収入の確保につながることが期待される。想定された業務内容が概ね完了し、2023 年 9 月のヒアリング時点では 2024 年 1 月に業務終了が見込まれていた。

(ii) 産業開発

産業開発では、観光資源の開発・保存を通じた観光業の集客力の強化を通じた外貨獲得、経常収支の黒字化を目指すも、豊富な観光資源が有効に活用されていないことが課題とされている。この課題に対処すべく、観光セクターでは、GEM の建設、展示物の保存・修復、博物館の運営に支援が行われている。

観光セクターへの支援のほか、産業開発に関する開発課題では、民間セクター支援に関して輸出振興、中小企業支援が国別援助計画で掲げられ、民間セクター開発支援プログラムが国別開発協力方針で掲げられている。このプログラムの中では投資フリーゾーン庁への専門家派遣が行われている。日本企業との面談や投資促進のための小冊子の作成など、投資促進のためのプロモーション活動に従事しており、評価時点で同専門家には派遣期間延長申請がなされていた。

支援の成果(アウトカム)について、GEM の建物は完成し、展示物の保存・修復・移送が行われ、開館準備が整っているが、GEM の開館は、エジプト側の政治判断によるため、未だ開館に至っていない。事業展開計画で政策課題として挙げられている GEM の建設、保存・修復人材の育成は実施されているが、博物館員の持続的な運営能力の向上は今後の課題として残されており、事業展開計画の政策課題に対応する成果の発現は未達成である。しかしながら、技術協力で実施された「大エジプト博物館合同保全・修復プロジェクト」では、エジプト観光・考古省の担当官と日本の専門家が合同

で作業にあたり、その作業の過程で培われた両者の信頼関係が、エジプト側からのツタンカーメン王の遺物の合同修復提案へとつながった。さらにエジプト側は習得した技術を基に、保存修復センターを中東地域の遺物保存のリーダーとする目標を掲げるなど、単なる遺物の修復に留まらない成果を生み出しており、政策課題の実現を支える重要な基盤を構築している点で、高く評価される。

GEM は、開館後に民間企業に運営を業務委託することとなっている。GEM 開館後、運営会社による円滑な運営（来館者数を増やすためのビジネスプラン策定など）、GEM による委託業務管理体制の構築が今後の課題であり、日本による継続支援の必要性が認められる。

(iii) 基礎的社会サービスの向上

社会的包摂については、草の根・人間の安全保障無償資金協力で、現地 NGO などと協力し、障害者や女性を含む社会的弱者の自立促進、包摂性改善に向けた支援を行っている。各案件では日本の支援により新設・改修した施設において、活動主体である現地 NGO などが支援活動を行っている。協力現場を視察した際に、施設を運営する NGO からは、「他ドナーからは訓練の提供があるものの、施設整備に支援が受けられないことから、日本の包括的な支援に感謝する」といった発言があった。

支援の成果(アウトカム)について、草の根・人間の安全保障無償資金協力で実施された案件はいずれも継続的な効果発現のために、活動主体である NGO の運営努力が必要である。女性のエンパワーメント及び就労支援を実施した NGO、障害児支援を実施する NGO も、支援活動継続のため、他ドナーへの働きかけを行っている。これらの NGO の面談相手からは、それぞれの事業目的の達成ために、日本の草の根・人間の安全保障無償資金協力で支援を受けた施設を有効に活用しようという姿勢が見受けられ、事業終了後の成果が継続することが期待される。

(iv) 教育・人材育成

教育分野は日本の重点支援分野の一つである。E-JUST は高等教育支援におけるモデルケースであり、日本側からの教員派遣などが行われてきた。E-JUST では SDS2030 と SDGs の達成状況（例えば国際ジャーナルへの論文投稿数）が公表されるなど、達成成果が分かりやすく開示されている。研究施設も国内では最高レベルを実現しており、E-JUST はエジプト国内でも最高ランクに位置付けられている¹³。

¹³ 「設立後 10 年以内に世界大学ランキングで 500 位以内にランクされる。」を上位目標として始まった E-JUST 設立プロジェクトであるが、2023 年 9 月末発表された Times Higher Education 2024 では、E-JUST がエジプトの大学の中で唯一、601-800 位にランクされた。

一方で、日本式教育(特別活動)(EJS)はエジプト側で「トッカツ」として普及し、全国的に展開したいとの意欲が認められる。エジプト側としてトッカツを通じて集団行動や規律性などを、課外活動を通じて高めたいという需要¹⁴が高い。EJS はエジプト全土に広がり、すべての人に包摂的で公平で質の高い教育を提供することを目的としているが、日本側の当初の期待値を超えてエジプト側で独自の進化を遂げていることに注目する必要がある。エジプト式に進化した EJS を日本側としてどのように支援していくのか留意する必要がある。

(v) 地域安定化のための人材育成

2016年2月に、エジプトの平和・安定・発展及び繁栄の促進に資することを目的とした、「エジプト・日本教育パートナーシップ」(EJEP)が発表され、教育または保健センターを中心に「5年間で少なくとも2500人」のエジプト留学生を日本に派遣することが表明された。2017年5月にEJEPの一環として「人材育成事業」が円借款として供与された。

本事業は、日本への留学生(博士・修士190名)及び短期留学・研究生など350名を派遣することなどを目的とした借款である。日本各地の大学で受け入れが行われている。特に、上記(iv)と関連して、福井大学における「日本式教育」研修はEJEPと連携して実施されており、これまでに100名以上の研修生を受け入れている。このように、人材育成のアウトプットとしては、留学生や研修生の受け入れという形では順次成果があがりつつも、EJEPの大目標として掲げられたエジプトの平和・安定・発展及び繁栄の促進というアウトカムが発現するまでには、時間を要する性質の案件である。

(vi) そのほかの開発課題

2008年の国別援助計画では持続的成長と雇用創出の実現の観点から持続可能な発展に資する環境対策が、また貧困削減と生活水準の向上の観点から農業・農村開発が、取り上げられている。また2020年の国別開発協力方針でも同様に灌漑農業・農村振興支援プログラム、環境問題改善支援プログラムが組まれている。

農業分野では援助方針では高付加価値作物生産、農村部での農業以外の雇用創出、開発協力方針では統合的水管理が課題と認識されている。

農業・農村開発では、評価対象期間に援助計画のもとで3件の事業(小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクト、効率的な水資源アドバイザー(技術協力)、新ダイレクト堰群建設事業(有償資金協力))が実施中であり、国別開発協力方針のもとでは2件の事業(ポンプ維持管理アドバイザー派遣、小規模農家の市場志向型農業改善

¹⁴ 淵本 幸嗣(2020)「福井大学連合教職大学院におけるエジプト教員研修」教師教育研究第12巻、pp. 53-71。

プロジェクトフェーズ 2(技術協力))が実施されている。このうち業務が完了しているのは、小規模農家の市場志向型農業改善プロジェクトのみであり、他の案件はいずれも実施中である。

環境問題は、国別援助計画では持続的経済成長と人間の健康保護、自然環境保全を両立させる必要性、国別開発協力方針では海洋プラスチックごみの排出が課題とされている。評価対象期間に実施された環境分野の案件は 1 件(使い捨てプラスチックのバリューチェーンにおける循環型経済の実践促進支援計画)である。

<結果の有効性まとめ>

本調査により精査した案件については、アウトプットの達成が見込まれることから、期待した効果の発現が期待でき、インプット時点で期待された結果の有効性の実現も想定される。また、インプットの面で援助手法を超えた個別案件相互間の連携が図られ、開発効果を高めることを意図している案件もあり、同一の開発課題に異なる援助手法を用いて取り組む手法が功を奏した。

他方、省エネ政策の支援を関係省庁・機関に組織的に蓄積する必要性や、GEM 開館後の組織の組成が十分とはいえないことなど、エジプト側実施機関の組織における能力の蓄積、持続可能性には課題が残る。大エジプト博物館合同保存修復プロジェクトは、エジプト側が技術協力を通じて習得した技術の組織的な蓄積がなされた例と言えるが、GEM の運営体制は評価時点で確立されていない。また、エネルギー利用効率改善能力開発プロジェクトの実施機関である MOERE の省エネ気候変動対策部 (EECCD) や MOP の省エネ気候変動対策室 (EECD)、新設された貿易産業省 (MOTI) の省エネ部署、国家統計局 (CAPMAS) の省エネ担当職員も、研修を受けた少人数のスタッフが他部署・省庁へ異動する可能性があり、同様の課題を抱えている。日本側支援により提供されたノウハウの組織的蓄積を確実なものとするため、継続的な支援が必要と考えられる。

またセクターによっては、電力セクター復旧事業や配電システム高度化事業、カイロ地下鉄四号線第一期整備事業のように、日本が支援した事業は、エジプト側が実施する数多くの案件のごく一部であることには留意する必要がある。そのようなセクターでは、日本側の支援によって導入される技術、機材は、政策課題の克服のためのごく一部の支援に過ぎず、セクター全体のより大きな効果の視点からみた場合のこれらの案件の成果は限られていると考えられる。一方で、日本側からこれらの案件をみた場合、焦点が個別の大型案件のみに当たることにより、セクター全体における当該案件の位置づけという視点が失われるリスクが否定出来ない。よって、セクターレベルでは、日本の援助による貢献が、エジプトの開発努力の一部を支えるものとして、他の支援と併せて開発課題の解決に貢献しているという視点に留意が必要である。

なお、エジプト側との協議では、エジプト側の開発の強いオーナーシップが感じられることから、日本側としてはエジプト側と対話を行いつつ、エジプト側が必要とする支援

を継続して行うことが望ましいと考えられる。

(3) プロセスの適切性

ア 検証項目 1: 国別開発協力方針策定のプロセスの適切性¹⁵(結果: 高い)

国別開発協力方針の策定プロセスは、各国とも統一されたプロセスを経ることとなっており、そのプロセスは外務省ホームページでも公表されている¹⁶。

外務省からのヒアリング結果によれば、上記統一プロセスに従い、関係省庁・機関との協議も踏まえ、開発協力方針が策定された。しかしながら、開発協力方針の策定過程に関する資料が外務省には残されておらず、どのような議論がなされたのか、詳細は不明であった。上記プロセスの中で実施されるパブリックコメントでは、国民一般からの意見の提出がなかった。

重点課題の策定は、過去の援助実績を踏まえ、エジプト側の開発計画である SDS2030 で優先課題とされている分野を考慮しつつ、併せて支援の焦点を絞り、分かり易い支援内容とすることに配慮して、三つの柱に絞り込まれている。また、過去の援助実績、各セクターの課題を踏まえ、過去の実績で達成された効果を如何に拡大していくかを主眼として開発協力方針を策定しているとの説明があった。なお、2020 年の対エジプト国別開発協力方針策定期間は、新型コロナの感染拡大時期に当たる。同開発協力方針には、感染拡大によるダメージからの回復も含めたエジプトの開発課題への取組の支援や同国の安定と発展に貢献することに重点が置かれている。

事業展開計画の各プログラムを構成する個別案件は、策定時に実施中のもの、ないしは供与が決定しているものが記載されており、検討中のものは記載されていない。事業展開計画に記載される案件は、エジプト側の要請に基づき、日本の過去の援助実績を踏まえて検討されるため、その結果、重点課題ごとの案件数は異なる。

エジプト側のニーズは、エジプト側との定期的な会合と日常的な接触、現地ドナー会合、個別案件に関するエジプト側との協議を通じて、現地 ODA タスクフォースが把握しているとの説明であった。なお、2022 年からは事務レベルに加え、国際協力省との間でハイレベル協議が実施され、エジプト側からは国際協力大臣も参加している。また、2023 年のハイレベル対話では、二国間の協力戦略を作成することで一致している。

¹⁵ 国別開発協力方針は、平成 22 年 6 月に公表された「ODA のあり方に関する検討最終とりまとめ」に基づき、従来国別援助計画としてまとめられてきた援助の方針が、ODA 対象国に関して一律国別援助方針とされ、平成 27 年の名称変更を経て、国別開発協力方針と事業展開計画からなる現在のかたちへと統一的に変更されている。詳細は https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_donyu.html を参照のこと。

¹⁶ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_donyu.html

個別の支援対象案件の選定は、現地 ODA タスクフォースが援助案件の形成・選定のための精査において主導的な役割を果たし、本省に検討が依頼されている。

なお、開発協力方針策定の過程では、過去の第三者評価が活用される仕組みとなっているが、2010年度に実施された第三者評価の結果がどのように活用されたかは、確認が取れなかった。

イ 検証項目 2: 開発協力実施体制の適切性(結果: 高い)

日本の ODA 政策の現地での主体は現地 ODA タスクフォースである。エジプトでは、同タスクフォースの会合はエジプト側から案件の要請がなされたタイミングで年一回開催されるとのことである。その場では ODA 事業の実施主体である JICA エジプト事務所から、実施中の案件に関する説明がなされた上で、要請案件の検討がなされているとのことであった。また在エジプト日本大使館と JICA エジプト事務所との間では、実施中の案件を議題の中心とする月次の定例会合が開催されているほか、案件の進捗に関し、必要に応じた個別の協議が行われている。また、エジプト側との間で、JICA 担当者のレベルでの解決が難しい課題に関しては、段階的に大使館とエジプト側相手省庁との協議、更には外交レベルでの協議が行われることになっている。

個別案件の実施では、有償資金協力は JICA が監理している。無償資金協力は JICA が実施するものに加え、在エジプト日本大使館が調達代理機関を通じて実施する経済社会開発計画、同じく在エジプト日本大使館が資金贈与する草の根・人間の安全保障無償資金協力、外務省が資金を拠出して国際機関が実施するものがある。JICA 実施分は同エジプト事務所が中心となって案件監理を行っている。外務省が実施する無償資金協力のうち「経済社会開発計画」は、本邦で調達される資機材の供与であることから、本邦企業からの報告を通じて外務省が状況を把握している。資機材供与という形態の性格上、環境社会配慮を要する場合は想定されていないが、そのような配慮が必要とされる可能性がある場合には、契約業者に問い合わせを行い、報告を受けている。国際機関と連携して実施する無償資金協力に関しては、実施を委託した国際機関から外務省が定期的な報告を受けており、課題がある場合には、在エジプト日本大使館が実施を担当する国際機関と協議を行っている。

ODA 案件を実施する JICA では、エジプト事務所が案件実施の主体となっており、個別案件を監理するローカルスタッフを配置し、セクターごとに職員が施工管理コンサルタント、技術協力を実施するコンサルタントと連絡を取りながら案件監理を実施している。またエジプト側実施機関とも協議を実施しており、良好な関係が維持されている。個別の案件が抱える課題は、エジプト側内部手続きに起因するもので、日本側のモニタリング、エジプト側との協議に起因する課題は見受けられなかった。

現地 ODA タスクフォースがエジプト側との協議をはじめとする日本の援助実施の要として機能していることが確認できている。JICA エジプト事務所によるエジプト側との協

議、個別案件の監理体制に関しても、特設課題は認められない。

アフリカ開発銀行からは、他ドナーの支援の重複を回避すべく、ドナー会合などの場を通じて、JICA が積極的に援助協調を行っているとの説明があったほか、世界銀行、EU、KfW 開発銀行からのヒアリングでも、現地の積極的な他ドナーの協議の実態が明らかとなった。

草の根・人間の安全保障無償資金協力を活用した現地 NGO からは、在エジプト日本大使館との協議を通じて、支援を受けようとする事業の目的やスコープが明確化し、実施段階でぶれることがなかったことから、申請時の在エジプト日本大使館との協議を評価する¹⁷との指摘もあった。

他方、有償資金協力案件の実施機関からは、他ドナーに比べて日本側の供与手続きが遅いとの指摘¹⁸がなされている。日本側の手続きの迅速性に関しては、更なる改善が必要と判断される。

ウ 検証項目 3: 国別開発協力方針策定時の他ドナーとの協議(結果: 高い)

エジプトのセクター別のドナーグループの内、活動を休止しているグループ以外の 11 グループに在エジプト日本大使館、JICA エジプト事務所が参加している。同グループ会合では、エジプト側のニーズや各ドナーの活動内容の報告などがなされている。他ドナーの支援戦略を見ると、どの援助機関もエジプト政府の SDS2030 に基づいたものとなっている。その意味で日本と他ドナーの国別開発協力方針の方向性が大筋において、異なるものではないと判断される。

2020 年 9 月の国別開発協力方針策定の際に、特にその内容を議論することを目的とした会合が開催されたか否かは、記録が残っておらず、確認が取れていない。在エジプト日本大使館は通常の会合に参加することを通じて、各ドナーの方針、支援事業に関して情報収集を行っており、国別開発協力方針策定の際に考慮しているとの立場であった。また、国別開発協力方針に関して独自の協議が行われるのではなく、日常の協議の中の一議題として扱われていたとみられるとの説明であった¹⁹。

世界銀行²⁰、アフリカ開発銀行²¹、欧州連合²²からは、日本とはワーキンググループでの議論や、二者協議を通じたドナー連携がなされているとの説明があった。評価時点において、国民皆保険に関する個別案件の検討に際し、世界銀行との協議が行われていること、欧州連合から将来的な協調の必要性が提示されていることを踏まえ

¹⁷ 2023 年 8 月 17 日 Misr El Kheir Foundation との面談時の先方発言。

¹⁸ 2023 年 8 月 20 日電力再生エネルギー省との面談時の先方発言。

¹⁹ 2023 年 9 月 29 日の外務省経済協力局国別第三課からのヒアリング。

²⁰ 2023 年 10 月 13 日世界銀行エジプト事務所からの回答。

²¹ 2023 年 10 月 19 日アフリカ開発銀行カイロ事務所からの回答。

²² 2023 年 10 月 13 日欧州連合エジプト事務所からの回答。

ば、他ドナーとの協議が日常的に行われていることが確認できる。よって、現状からの類推で、国別開発協力方針策定時に当時のドナーワーキンググループの活動の中で、他ドナーとの協議が行われたと判断される。

<プロセスの適切性まとめ>

2020年9月の国別開発援助方針が策定されるプロセスに関し、方針策定に関与した関係者の意向がどのように反映されているかは確認できなかった。しかしながら、現地 ODA タスクフォースが、ドナー会合などの場を通じて、政策レベルにおいて積極的に援助協調を行っており、全体として国別開発協力方針の策定プロセスは適切であった。

2. 外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

ア 国際社会における重要性

エジプトの地政学的重要性は国際社会にとって顕著である。アフリカ大陸北東部に位置しつつ、アフリカ、中東、ヨーロッパ諸国を結ぶ要衝にある。また、幾度の戦争を経て、エジプトはアラブ世界とイスラエルの間で最初に平和条約を結んだ国であり、中東和平にとって重要な役割を担っている。加えて、不安定な国・地域に囲まれている中で、エジプトの安定は地域の安定にとって極めて重要である。

米国はエジプトに軍事援助を提供するなど、同盟関係を強化してきた。一方で、ロシアとの軍事的、経済的結びつきも強く、ロシア製武器の輸入、原子力発電技術の導入などを行ってきた。こうした中で、エジプトは全方位外交を取るようになった。

日本にとっての重要性を挙げれば、日本は中東からの石油・天然ガスの輸入に依存しているため、スエズ運河の安定は特に重要である。また、1960年代からエジプト考古学の発掘調査に従事するなど、学術的・文化的つながりが深い。エジプトにとっても、柔道の普及などを通じて日本の伝統文化になじみのある国民も多い。エジプト人の柔術家がアフリカ各地の柔道発展の指導を行ってもおり、多角的な交流が行われている。

以上のように、日本のエジプトに対する経済協力は、中東・アフリカを含む国際社会にとって重要な外交的意義を有するといえる。

イ 二国間関係における重要性

両国関係の重要性を反映し、首脳・閣僚級の往来が継続的に行われている。日本からは総理・外務大臣の訪問(2015年、2017年、2021年、2023年)、エジプトからも大統領の訪日(2016年、2019年(2回))が行われている。

2023年4月の岸田総理のエジプト訪問では、両国関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げすることで合意し、経済協力(ODA、JBIC、NEXI(株式会社日本貿易保険))

を含む)、日本企業のエジプト進出、安全保障における協力を確認した。総理訪問時にも GEM 及び敷地内にある「第二の太陽の船」復元現場を視察し、2006 年以來の GEM への協力の重要性とカイロ地下鉄四号線事業との連携について発言した。

このように、日本の経済協力は二国間関係の強化に顕著な貢献を果たしている。

表 8 要人往来

	年月	要人名
往 訪	2015年1月	安倍総理大臣
	2015年3月	藪浦外務大臣政務官(エジプト経済開発会合)
	2015年8月	藪浦外務大臣政務官(新スエズ運河開通式典)
	2016年8月	滝沢外務大臣政務官
	2016年9月	藪浦外務副大臣
	2017年4月	河井内閣総理大臣補佐官
	2017年7月	衆議院議員運営委員会
	2017年9月	河野外務大臣
	2017年12月	伊達参議院議長
	2018年3月	堀井学外務大臣政務官
	2019年2月	藪浦内閣総理大臣補佐官
	2019年12月	中谷外務大臣政務官
	2021年8月	茂木外務大臣
	2022年11月	小池東京都知事 西村環境大臣(国連気候変動枠組条約第27回締約国会議)
	2023年4月	岸田総理大臣
	2023年9月	林外務大臣
2023年10月	上川外務大臣	

来訪	2016年2月	エルシーシ大統領
	2016年9月	エルエナーニ考古相
	2017年3月	シャーケル電力・再生可能エネルギー相
	2017年5月	アブデルアール代議院議長ほか代議院議員9名
	2017年8月	ヘガージ国軍参謀長 タワドロス2世コプト教皇
	2017年12月	ナスル投資・国際協力相
	2018年2月	シャウキー教育相
	2018年10月	シュクリ外相(TICAD7閣僚会合、日エジプト外相級戦略対話)
	2019年6月	エルシーシ大統領、シュクリ外相他(G20大阪サミット出席)
	2019年8月	エルシーシ大統領、シュクリ外相他(TICAD7出席)
	2019年10月	エルアナーニー考古相(即位の礼)
	2021年8月	ソブヒー青少年スポーツ相(東京オリンピック開会式)
	2022年9月	エルワジール運輸大臣(故安倍晋三国葬儀)
2023年2月	ワリード・ガマル・エルディーン・スエズ運河特区庁長官	

出典：外務省 エジプト「基礎データ」(2023)及び外務省ホームページ参照

(2) 外交的な波及効果

ア 二国間関係の強化への貢献

エジプトの開発協力において、考古学発掘、柔道指導、研修・留学など、長年にわたる草の根レベルの交流は、親日家を育成し、二国間関係を強化してきた。2023年4月に行われた首脳会談においてもエルシーシ大統領から日本からの支援に対する感謝の意が表明された。

イ 国際社会に対する波及効果

2019年8月に横浜で開催された TICAD7 では、エジプトが共同議長国であり、アフリカ域内での三角協カプログラムの実施を確認し、JICA との間で覚書(MOU)を締結した²³。すでに 1980 年代から日本はエジプトと連携してアフリカ向けの研修を行うなど、三角協カを実施しており、エジプト側では、エジプト外務省の傘下にあるエジプト開発パートナーシップ庁(Egyptian Agency of Partnership for Development)が受け入れ機関としてアフリカ向けの三角協カを実施してきた。こうした取組自体が SDGs 目標 17(パートナーシップで目標を達成する)に寄与しているといえる。

²³ JICA プレスリリース(2019年8月30日付)

https://www.jica.go.jp/Resource/press/2019/ku57pq00002lcaml-att/20190830_01_04.pdf

中でも、E-JUST にはアフリカ諸国から留学生・研究者を受け入れており、三角協力が実践されている好例である。従来から行ってきた農業（稲作など）、医療（感染症、母子保健など）の分野での三角協力は他のアフリカ諸国に対して良い波及効果をもたらしている。すなわち、日本がエジプトと連携して人材育成を行うなど、アフリカ諸国が裨益するということである。TICAD7 にてコミットされた奨学金事業が開始され、2020年には67名のアフリカからの留学生がE-JUSTに進学した²⁴。

ウ エジプト国民の日本に対する理解・関心

GEM、E-JUST、EJEP などの ODA 事業はエジプトにおける日本のプレゼンスを高めることに貢献している。さらに、日本での研修や、日本側関係者との交流を通じて日本への関心、理解が深められたと考えられる。

エジプトにおける対日世論調査（2022）の結果²⁵によれば、無作為抽出した1,000名のエジプト人のうち、日本を重要なパートナー国（複数回答可）として挙げた人は30%に及び、サウジアラビア（57%）、中国（39%）に次いで3位となっている。同じ調査で日本に対して抱くイメージとして、「経済力、技術力の高い国」（85%）が最も高く、「豊かな伝統と文化を持つ国」（69%）、「アニメ、ファッション、料理など新しい文化を発信する国」（66%）が次いでいる。

また、日本が果たしている国際的役割への認識としては「国際秩序の安定」「安全保障」「世界経済の安定と発展」「国際社会における開発協力」「地球規模の課題解決」においていずれも6割以上のエジプト人が「非常に重要な役割を果たしている」または「重要な役割を果たしている」と回答した。

さらに、8割以上のエジプト人が日本企業の進出を「歓迎する」と答えており、日本の経済・技術協力は「非常に有益」または「やや有益」と認識している。

この調査からは、エジプト側が日本を重要なパートナー国として認識し、その要因の一つとして、開発協力における国際的役割や日本企業の進出によることがうかがえる。他方、「一帯一路」政策を通じて、インフラ部門を中心に投資・融資を拡大してきた、中国に対する好感度は日本をやや上回っており、両国は競合関係にあるとみなすこともできる。しかし、日本と中国がよきライバルとして、切磋琢磨することでエジプト側に裨益するとすれば、両国の競争の負の側面のみ強調することは必ずしも適切ではない。

エ 経済関係・民間企業の進出、ビジネス促進などへの貢献

²⁴ 岡野貴誠（2023）『科学技術大学をエジプトに—砂漠の地で始まる大学造り、紡がれる人々の「物語」』佐伯コミュニケーションズ

²⁵ 外務省「海外における対日世論調査」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/pr/yoron.html>

エジプトの在留邦人は764名(2022年)、進出企業は51社(2021年)である²⁶。日本企業の投資額は24億円²⁷(2022年)である。なお、人口規模や経済水準は異なるものの、近隣のアラブ首長国連邦では、在留邦人4,370名(2022年)、進出企業は346社(2022年)、投資額は254億円(2022年)、サウジアラビアでは、在留邦人622名(2022年)、進出企業110社(2022年)、投資額は630億円(2022年)²⁸である。

2018年の統計でも進出企業は51社であった。在留邦人は1,014名(2018年)であったことから、新型コロナを経てかなり減ったということである。

日本政府は2022年8月のTICAD8で、気候変動・緩和のための「アフリカ・グリーン成長イニシアティブ」(Green Growth Initiative with Africa, GGA)を推進し、エジプトもSDS2030において再生可能エネルギー発電の35%達成目標を掲げている。2023年3月にJBICはエジプトの風力発電事業を支援するため、総融資額500百万米ドルのプロジェクト・ファイナンスを、欧州復興開発銀行(EBRD)、三井住友銀行、農林中央金庫、ソシエテ・ジェネラル銀行(民間金融機関の融資部分にはNEXIによる保険付)と協調融資を行った。エジプト側の法人Red Sea Wind Energy S.A.E.社に対しては、豊田通商株式会社も出資している。

JICAにも民間連携事業や海外投融資などのスキームがあるものの、民間企業が本格的に進出できる規模ではなく、また民間金融機関との協調融資が限定的である²⁹などの制約がある。JBIC、NEXIが中心となって民間企業の進出を促進することが必要である。

オ 相互民間交流

エジプトはピラミッドをはじめとする古代文明の宝庫であり、日本の観光客からも根強い人気がある。エジプトにとって観光業は極めて重要な外貨獲得源である。日本が1960年代からエジプトで実施してきた発掘作業、さらに日本政府によるGEMへの支援は、メディアを通じた発信により、日本人のエジプト観光への興味を高めることに貢献した。2020年には新型コロナの発生と渡航制限により、一時中断していたエジプト航空の直行便は2023年9月に再開された。

ピラミッドやナイル川、紅海ツアーへの人気は衰えることはないが、リピート率を増やせるかが観光業の質を高める上で重要になる。そのため、治安、交通アクセス、衛生における課題を克服することが急務である。GEMへの協力を中心としつつ、交通インフラや水・衛生セクターへの支援を含む広義での観光資源への協力は、現状の不便さ

²⁶ 外務省(2023)「海外在留邦人数調査統計」「海外進出日系企業拠点調査」

²⁷ 日本銀行(2023)「国際収支統計(業種別・地域別直接投資)」

²⁸ データ元はいずれもエジプトと同じ。

²⁹ 海外投融資において民間金融機関との協調融資は可能であり、実績もある。

を改善し、エジプトを再訪したいと思わせる国に変える波及効果を持ちうるため、継続的な支援が望まれる分野である。

一方、エジプトから日本への訪問者数について、新型コロナ発生までは順調に観光客が増えていた。留学生については310名(2022年)であり、2021年の317名から微減しているものの、過去5年毎年ほぼ300名台で推移している。

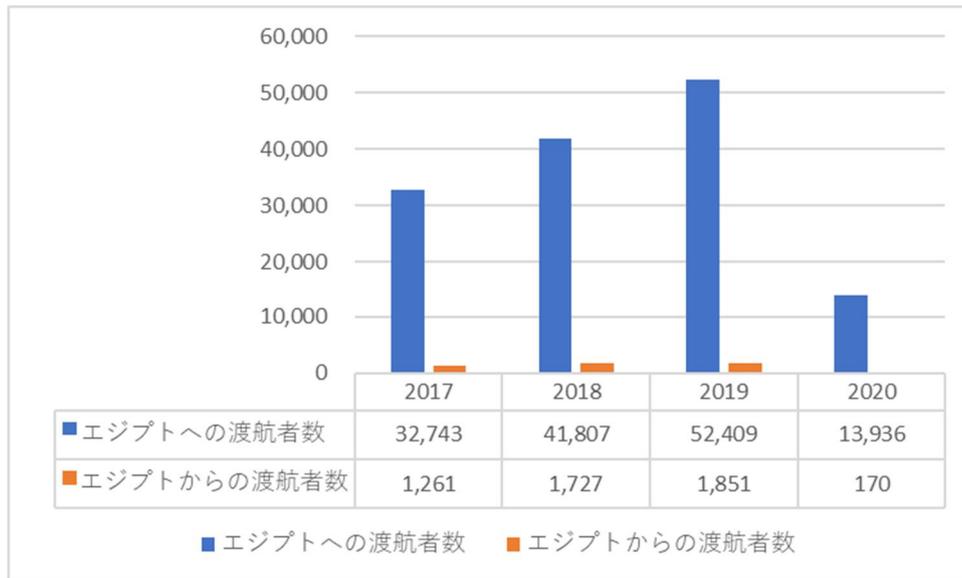


図 2 日本・エジプト相互の訪問者数の推移

出典：日本政府観光局(JNTO)データより評価チーム作成

<外交の視点からの評価まとめ>

エジプトは、地政学上重要な地域大国であり、アフリカ・中東地域の安全保障において重要な役割を果たしている。欧米、中国、ロシア、中東との全方位外交を展開している。スーダンやパレスチナ・ガザ地区と隣接しており、エジプトは周辺国・地域の安定を図る重要な外交的役割を果たしている。エジプトとの友好関係を維持することは、日本の外交戦略上重要である。エジプトへの経済協力は、二国間関係及び周辺国の安定強化のため有効である。

第4章 提言

1. 評価結果に基づく提言

提言 1. 日本の比較優位分野へ継続的支援を実施することの重要性

日本とエジプトの長期的関係の構築にとって、カイロ市内地下鉄、GEM、E-JUST などこれまで長期にわたり継続して支援している分野での協力は、エジプト側の評価も高く、援助効果の観点からも成果を積み重ねてきている。これらの分野に対しては、今後も日本の比較優位分野を中心に継続的に支援を行うことが望ましい。特に、教育及びGEMについて選択と集中を方針としつつ、以下の点に留意すべきである。

(1) 教育

教育分野は日本の支援重点分野の一つである。E-JUST は高等教育支援におけるモデルケースであり、研究施設も国内では最高レベルを実現している。また、日本式教育はエジプト側で「トッカツ」として普及し、エジプト側の評価も高い。エジプト式に進化した日本式教育を日本側としてどのように支援していくのか留意する必要がある。

(2) GEM

本事業はツタンカーメンコレクションの保存修復などに代表される日本側のエジプトへの長年のコミットを象徴する案件であることから、2023年4月には岸田総理も訪問している。今後、これまでの日本の支援が活かされる工夫をしながら、GEM に対して従来の支援をいかなる形で継続するのか、長期的ビジョンを設定する必要がある。

提言 2. 情報公開の在り方への工夫の必要性

一般国民の目線に立って、日本がエジプトに対してどのような支援をなぜ行っているのか、セクターや分野の複数案件間の関連性、さらには開発協力大綱や国別開発協力方針との関連を把握しやすいよう、情報公開の在り方に工夫が必要である。

例えば、観光拠点であるピラミッドとの関連など、国民が関心を寄せるプロジェクト（GEM など）を取り上げ、円借款・無償資金協力・技術協力などスキーム間の相互のつながりを分かりやすく発信すべきである。ネットポータルやダッシュボードを活用し、メディア発信力の強いインフルエンサーを活用するなどした幅広い広報が必要である。

提言 3. 債務持続性に関するリスク管理を引き続き行う必要性

IMF の財務モニターでも、エジプトの債務問題に関しては慎重な見解が示されてい

る³⁰。日本政府が供与する円借款や OOF の審査にあたっては、債務持続性の評価や借款の割合について、譲許性の高い公的資金とはいえ貸付過多になっていないか、ひきつづき厳密な審査が必要であり、カントリー・リスクのモニタリングを継続して行う必要がある³¹。

提言 4. OOF を含めたオールジャパン支援による日本企業の進出環境を整えることが望ましい

日本企業のエジプトへの進出を促進するため、日本企業の進出をサポートできる支援のあり方について既存の ODA の枠組みにとらわれない支援策を講ずる必要がある。

海外投融資(JICA)を活用しつつも、JBIC、NEXI を含めたオールジャパンの支援が必要である。この点は、開発協力大綱(2023)の「オファー型協力」の考え方とも一致する。ODA と OOF を組み合わせながら、民間セクター開発のための技術支援・人材育成、政策借款を通じて、投資環境整備を支援すべきである。

提言 5. 円借款の STEP 制度が日本企業やカウンターパートにとって使いやすいように、運用上の柔軟性を高めるべき

STEP の「原産地ルール」は、「円借款融資対象となる本体契約総額の 30% 以上については、日本原産とする」³²と規定する。ところが、案件形成段階の想定と比較し、技術革新が進んでしまい、日本の援助で供与した資機材が時代遅れのものになってしまうという例が一部みられた。

そこで、運用ルールを時々の状況に適応することができるよう、制度の運用に柔軟性を持たせる必要がある。調達条件の一部緩和など契約変更の可能性も含めた対応が求められる。

³⁰ IMF「中東を覆う債務の暗雲」(ファイナンス&ディベロップメント-セレクト記事)2023年9月(「別冊」注41(50頁)参照)。

³¹ 本文で記載したように、2023年10月にムーディーズ・ソブリン格付けではエジプトがそれまでの B3 から Caa1 に格下げされた。ムーディーズあるいは S&P などの信用格付けは、投資家がリスクを評価するための重要な判断基準となっている。格付けの算出にあたり、格付け機関は国や企業の財務状況、経済状況、政治的リスク、市場の環境など、多岐にわたる定量的および定性的要因を分析している。もともと投資・商業条件融資のために行われているもので、公的債務は直接対象としていないとはいえ、国ごとの相対的なカントリー・リスクを比較するためには一定程度有効である。

³² JICA「円借款・本邦技術活用案件(STEP)にかかる運用ルール」(2018)「6.原産地ルール」。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/about/about.html

表 9 本評価の提言とその対応・支援機関、対応期間、重要度

提言	対応・支援機関*1				対応期間*2	重要度*3
	本部レベル		現場レベル			
	外務省	JICA本部	大使館	JICA事務所		
1. 日本の比較優位分野へ継続的支援を実施すること	○	◎	○	◎	長期	○
2. 情報公開のありかたへの工夫の必要性	◎	○	◎	○	短期	○
3. 債務持続性に関するリスク管理を引き続き行う必要性	○	◎	○	◎	中期	○
4. JBICを含めたオールジャパン支援による日本企業の進出環境を整えること	◎	○	◎	○	中期	◎
5. STEP 制度が日本企業やカウンターパートにとって使いやすいように、運用上の柔軟性を高めるべき	○	◎	○	◎	中期	○

出典：評価チーム作成

注：*1. 対応・支援機関：◎...対応機関、○...支援機関

*2. 対応期間：短期...1～2年以内、中期...3～5年程度、長期...5年以上

*3. 重要度：◎...高い、○...中程度（開発協力大綱（2023）に掲げられた方針を判断基準とした）